

大学等を卒業して取得する方法（別表第2の2）

(1) 基礎資格及び最低修得単位数

所要資格 種類	基礎資格	栄養に係る教育及び 教職に関する科目
専修免許状	「修士の学位」かつ「管理栄養士免許証」	46
一種免許状	「学士の学位」かつ「管理栄養士免許証」又は「管理栄養士養成施設を修了及び栄養士免許証」	22
二種免許状	「短期大学士の学位」かつ「栄養士免許証」	14

〔別表第2の2〕

◇ 「修士の学位」には、大学の専攻科（短大を除く。）又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

「短期大学士の学位」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は大学若しくは指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。

〔別表第1備考第2号，2号の3，施行規則第25条，第66条の5〕

◇ 「学士の学位」には、大学院への入学が認められる場合、または栄養教諭の指定教員養成機関に4年以上在学し、124単位以上修得し卒業した場合を含む。

〔別表第2の2備考第1号，施行規則第66条の10〕

◇ 専修免許状を取得しようとする場合の単位数のうち、一種免許状取得に必要な単位数を差し引いた単位数については、大学院又は大学（短大を除く。）の専攻科の課程で修得すること。

〔別表第1備考第7号〕

◇ 各単位は、認定課程を有する大学等の課程において修得すること。

〔別表第1備考第5号〕

◇ 上表とは別に、日本国憲法2単位，体育2単位，外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位修得すること。

〔別表第1備考第4号，施行規則第66条の6〕

◇ 一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状の所要資格を得ている者が、それぞれ専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状又は二種免許状に係る単位数は既に修得したものとみなす。

〔施行規則第10条の2〕

(2) 単位の内訳

科 目		免許状の種類		
		専修	一種	二種
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
	食生活に関する歴史的及び文化的事項			
	食に関する指導の方法に関する事項			
教育の基礎的理解に関する科目※1		8	8	5
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目※1		6	6	3
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2	2
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		24	—	—

〔施行規則第10条〕

※1 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に含めることが必要な事項

教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 【1単位以上を含めて修得すること】
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
	・生徒指導の理論及び方法
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

◇ 栄養に係る教育に関する科目は、4つの事項を含んで修得すること。

◇ 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に、『教育課程の意義及び編成の方法』の内容を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に『教育課程の意義及び編成の方法』の内容を含むことを要しない。

〔施行規則第9条第1項表備考第2号〕

◇ 次のそれぞれの科目の単位については、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

・「教育の基礎的理解に関する科目」にあっては6単位まで（二種免許状を受ける場合は

4単位まで)

- ・「道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目」にあつては2単位まで

〔施行規則第9条第1項表備考第4号〕

◇ 次のそれぞれの科目の単位については，養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

- ・「教育の基礎的理解に関する科目」にあつては6単位まで（二種免許状を受ける場合は4単位まで）
- ・「道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目」にあつては8単位まで（二種免許状を受ける場合は4単位まで）

〔施行規則第9条第1項表備考第5号〕

◇ 「大学が独自に設定する科目」修得方法は，「栄養に係る教育に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について修得すること

〔施行規則第10条第1項表備考第2号〕